

○議長（我孫子洋昌君） 開議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（神野みゆき君） 私から、異動のありました課長職を御紹介申し上げます。
産業振興課長補佐から産業振興課参事になりました、平野参事を御紹介します。

○産業振興課参事（平野優憲君） 産業振興課参事の平野です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（神野みゆき君） 新規採用で保健福祉課参事になりました、寺西参事を御紹介します。

○保健福祉課参事（寺西健二君） 保健福祉課参事になりました、寺西健二でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（神野みゆき君） 山びこ学園主幹から山びこ学園長になりました、森笠園長を御紹介します。

○山びこ学園長（森笠明子君） 森笠明子です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（神野みゆき君） 以上で課長職の紹介を終わります。

午前10時2分 開会

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、令和6年下川町議会定例会5月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、1番 桜木 誠 議員及び2番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和6年下川町議会定例会5月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、今定例会の会期及び本会議の日程並びに 5 月臨時会議に提案される議案等の審査要領等について審査を行いました。

最初に、今定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 7 年 4 月 30 日までの 365 日間とし、定例会議として再開する本会議の日程につきましては、お手元の日程表のとおり予定することといたしました。

次に、5 月臨時会議の提案予定事項については、町長提案 8 件で、内容は、条例改正 1 件、一般議案 4 件、補正予算 1 件、専決処分報告 2 件であります。

また、議会提案は 3 件で、内容は、委員会報告 1 件、会期の決定 1 件、議長発議 1 件であります。

これらの状況を考慮し、5 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領についてですが、本日提案される、町長案件 8 件、議会提案 3 件、合わせて 11 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、5 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、5 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 7 年 4 月 30 日までの 365 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から令和 7 年 4 月 30 日までの 365 日間とすることに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 1 号「下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 提案理由を述べさせていただく前に、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日、令和 6 年議会定例会 5 月臨時会議の御案内をさせていただきましたが、時節柄、大変御多用中にも関わらず、御出席賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

本臨時会議に提案いたします案件は、条例案件 1 件、物品購入に係る議案 2 件、和解に係る案件 2 件、一般会計補正予算のほか、専決処分 2 件、合計 8 件でございます。議案の内容につきましては、提案時に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号 下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本町における固定資産税の課税免除につきましては、旧下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例により適用してきたところです。

この条例は、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失いましたが、令和 6 年 3 月 30 日公布の奄美群島振興開発特別措置法第 38 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令第 4 条により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで延長されたことから、今回新たに条例を制定するものであります。

旧条例と同様に、本条例におきましても、下川町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内における、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、又は旅館業の事業に係る機械及び装置、建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を、新たに課税することとなった年度から 3 か年度分に限り免除するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高屋鋪税務住民課長。

○税務住民課長（高屋鋪勝英君） それでは、私の方から、本件提案に関する説明をさせていただきますと思います。

本条例に関しましては、3 年前に制定されました、旧条例と同様のタイトルにて制定をするものでございます。

まず、議案第 1 号の説明資料を御覧いただきたいと思います。

議案第 1 号説明資料の中ほどの部分で、事業の規模ですとか、または資本金の額等を定めている表がありますが、その表で説明をさせていただきたいと思いますが、まず、対象となる設備について、下の欄…500 万円以上等々記載されておりますが、下の欄に掲げる以上の取得等をした場合に、課税の免除をするという制度になっているものでございます。

個人又は 5,000 万円以下の場合に関しましては、500 万円以上の取得という形になっているものでございます。

続きまして、議案の 2 ページを御覧いただければと思います。

議案の 2 ページですが、今回改めて新規制定する条例に関して、条ごとに若干の説明をさせていただきたいというふうに思います。

第 1 条につきましては、本条例の趣旨に関して規定をしているものでございます。

第 2 条に関しましては、課税の免除ということで、実際に課税を免除する対象について規定をしているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第 3 条におきましては、課税免除の申請の方法について規定をし、第 4 条に関しましては、実際に課税免除をしたところの取消しに関しての規定というふうになってございます。

第 5 条に関しましては、委任事項を規定しているものでございます。

続いて、附則について説明を申し上げたいと思いますが、第 1 号に関しましては、本条例に関しましては、公布の日から施行しますが、適用としましては遡及しまして、本年の 4 月 1 日からとしたいというふうに考えております。

第 2 号に関しましては、条例の失効でございます。

先ほど、提案理由でも申し上げたとおり、この制度の延長に関しましては、令和 9 年の 3 月 31 日までとされているものでございますので、本条例に関しましても、旧条例と同様に、時限措置として令和 9 年 3 月 31 日までという形で規定をするものでございます。

第 3 号については、失効に伴う経過措置でございまして、この条例の適用期間中に課税免除の適用があったものに関しましては、この条例が失効した後も 3 か年分は課税免除をするという旨の規定をしているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 課税免除の延長の提案でございました。2 点質問でございます。

先ほど説明を受けた言葉どおりであるならば、令和 9 年 3 月 31 日以前に申請されたものに対しては、そこから 3 年間、減税免除の資格を得られるものという理解で、私…受けてますが、再度説明していただきたいと思います。

それとですね、町長提案の中で、産業振興促進区域内という言葉が使われております。
この言葉は、本町一円を指すものなのか、また、本町の中でも限られた地域を指すものなのか、その部分について確認を取りたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
高屋鋪税務住民課長。

○税務住民課長（高屋鋪勝英君） 今の小原議員の質問に対して、回答させていただきたいと思います。

まず1点目、令和9年3月31日限りで効力を失う条例としてございますが、そこから実際に課税の免除の適用があつてから3年間かといった旨の質問でございましたが、そのとおりでございまして、この条例が失効したとしても、課税免除を受けてる3年間に関しては課税免除を受けれるという内容になってございます。これが附則の第3号で規定されているものでございます。

続いて2点目、産業振興促進区域内に関しての質問でございました。先ほどの提案理由の中で、下の方にですね「下川町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された」という旨の説明がございましたが、この市町村計画といわれるものですが、この中で下川町全域という形で定められておりますので、この条例の対象としては下川町全域という形になります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 2 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 2 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった財産の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回取得する「塵芥車」につきましては、平成 13 年に取得した塵芥車のシャフト部などの劣化が激しく、修繕も多いことから更新をするものであります。

入札の経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、4 月 10 日に開催しました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議し、物品の内容等を勘案して、3 者を指名することを決定し、4 月 24 日に指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 議案第3号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第3号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった財産の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回取得する「ロータリ除雪車」につきましては、平成9年に取得したロータリ除雪車が経年劣化したため更新するものであります。

入札の経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、4月10日に開催しました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議し、物品の内容等を勘案して、4者を指名することを決定し、1者が辞退を申し出たため、3者で4月24日に指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第8 議案第4号「和解について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第4号 和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月16日、山びこ学園スタッフルーム内で、40歳代男性の元利用者である原告が興奮状態となり、落ち着かせようと職員が寮棟の居室に移動し対応したところ、翌日、原告の右足関節外果骨折が判明しました。

係る骨折の原因が、山びこ学園職員の対応にあること等を理由として、原告から損害賠償請求がなされ、旭川地方裁判所に訴えの提起があり、旭川地方裁判所において、令和5年7月18日から令和6年3月8日まで6回にわたり書面による準備手続期日の対応を進めてきたところ、旭川地方裁判所から和解の打診があり、双方和解に応じる意思を申し立て、和解しようとするものであります。

和解内容の概要は、骨折事故の点について、原告に対して、解決金として50万円を支払うこと、及び原告の骨折が山びこ学園内で生じたことについて認め、謝罪するというものであります。

和解による解決金の額につきましては、法的責任の有無に関わらず、施設内で生じた怪我に対する慰謝的性質としての解決金として、裁判所が50万円を決定し、相手方に支払いを行うものであります。

今後は、利用者への一層の安全管理を徹底し、事故防止に努めてまいります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 5 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 5 号 和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

本案は、3 月の定例会議にて行政報告を行わせていただいておりますが、去る令和 6 年 2 月 16 日、山びこ学園職員が、学園正面駐車場で町有車両のタイヤショベルを運転し除雪していたところ、運転操作を誤り、駐車していた職員が所有する自家用車に衝突し、フロントバンパー、フロントグリルなどを破損させた事故であり、このたび和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

事故による費用といたしまして、修繕費 17 万 1,065 円の賠償額を決定し、和解により支払いを行うものであります。なお、車両事故に係る経費につきましては、令和 6 年度一般会計予算で措置しております。

今回このような事故を起こしたことを深くおわび申し上げます。今後このようなことがないように、一層安全運転を喚起し、事故防止に努めてまいります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行

います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第10 議案第6号「令和6年度下川町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田村泰司君) 議案第6号 令和6年度下川町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ260万2,000円を追加し、総額を56億1,660万2,000円とするものでございます。

今回の補正の概要を申し上げますと、議会費では、議場のWi-Fi設置に係る経費を、民生費では、損害賠償事件の和解に伴う解決金、公有自動車事故の和解に伴う損害賠償金を計上しております。

教育費では、中学校の部活動地域移行に向けた委員会の開催経費、中学校屋外給水管の布設替えに伴う経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、繰入金及び諸収入を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第6号説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回の補正要因につきましては、緊急を要するものによる補正でございます。

歳出の補正内容につきましては、議会費でございます。

議会運営事業 55 万円でございます。デジタル技術活用による業務効率化に向けて、議場の通信環境を整備するものでございます。無線のアクセスポイント 1 か所を整備するものでございます。

続きまして、総務費でございます。

先ほど御議決いただきました、山びこ学園の訴訟の和解に伴う弁護士委託料の減額でございます。一般管理費一般事務費 67 万円の減額でございます。当初予算につきましては 111 万円でございます。弁護士費用確定見込みが 44 万円でございます。67 万円の減額でございます。

続きまして、民生費でございます。

山びこ学園運営事業 67 万 2,000 円でございます。山びこ学園の損害賠償事件の和解、先ほどの公有自動車の事故の和解に伴う損害賠償金の追加でございます。損害賠償請求事件の解決金につきましては 50 万円、事故の損害賠償金につきましては 17 万 2,000 円でございます。

続きまして、2 ページ目でございます。

教育費、部活動支援事業 15 万 8,000 円でございます。こちらにつきましては、中学校の部活動地域移行に向けた委員会の開催の準備が整ったことから、部活動改革推進委員会委員 10 名、4 回分の報酬を追加するものでございます。

続きまして、中学校施設改修事業 189 万 2,000 円でございます。こちらにつきましては、中学校屋外給水管の漏水対応に伴う経費を追加するものでございます。令和 6 年 2 月頃から、通常の水道使用料の 3 倍の量となっておりまして、漏水と判明しているところがございますけれども、漏水箇所が判明できないことから、中学校車庫前付近の水道メーターから給水管を新たに布設替えするものでございます。

続きまして、歳入の補正でございます。

繰入金、財政調整積立基金繰入金 243 万円でございます。

諸収入、自動車損害賠償補償共済金 17 万 2,000 円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） それでは、私の方から、議案第 6 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）について、何点か質問をさせていただきます。

事項別明細書 4 ページ、款 9 教育費、項 2 学校教育費、目 1 小中学校費、節 14 工事請負費、先ほど、山本総務企画課長から説明がありました、中学校給水管布設替等工事 189 万 2,000 円でございます。

先ほどの説明の中では、今年の 2 月から通常の 3 倍程度の…漏水が発生しているということで、箇所については現段階では不明、そういうことから復旧のめどについてはまだ立っていないのかなとは思いますが、もし…何月ぐらいまでに復旧させたいということがあればと、これから春になって…日々暖かくなって、中学校の生徒さん…部活動に入ってくるかと思いますが、その部活動に対する影響があるかないか、もしあるのであれば、何がしかの措置を講じる必要があるかどうか、そのへんをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは、桜木議員の御質問にお答えいたします。

対象となっている管路でございますが、現在、中学校の東側…スキー場の道路の方から給水管の引き込みをしております。その位置なんですが、現状ある図面が大変古くて特定ができないと、それに伴いまして漏水箇所も特定ができないということで、この管路全体の布設替えを行うということで、管路については 54m を予定しております。

工期については、およそ 2 か月間…2 か月弱ということで予定をしておりますけれども、その時期と部活動への影響…場所が中学校の車庫前の…駐車場の前の道路になりますので、特段部活動の方に影響はないかと思いますが、工事施工に関しては中学校側と協議をしながら、生徒さんに影響が出ないような形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 議案第 6 号について質問をさせていただきます。2 ページの教育費についてでございます。

これ…予算の我々の考え方も含めての質問になってしまいますけど、町長、教育長が執行方針を述べられました。その中でちょっとかいつまんで申し上げますと、中学校の部活動の地域移行に関しては、部活動改革推進委員会で生徒の望ましい成長を保障できるよう検討を重ね、地域移行を進めてまいりますと、かなり以前から計画の上に乗っております。今回 10 名の委員が確定したことに伴い、提案されたことでございます。予算を審査するときに、本来だったら 10 名見立てて、この額が必要だから乗っけてほしい、当初予算で乗っける…色合いのものじゃないのかなと思って私質問しておりま

す。当初予算に計上しないで、第1回の補正予算で上げていく…その意味というか、僕は当初予算で上げるべきだと思っはいるんですけど、その考え方について教えていただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 今の小原議員の御質問にお答えします。
この部活動改革推進委員会につきましては、教育委員会の方でも協議をしていたところですが、当初予算の段階では具体的な中身まではちょっと…そこで確定ができなかったということで、今回10名の委員のうち、構成委員は8名を予定しておりますけれども、そういった形で準備が整ったということで、今回計上させていただいております。
よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） ですから、当初予算に上げる事柄ということではないんでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（川島政吉君） 今、小原議員の御指摘を受けまして、私の方からちょっとお話をさせていただきたいと思います。

昨年度、この部活動改革につきましては、教育委員会内で打合せをしておりました。
その中で、やはりきちんと委員会を設けてという…私の方針も教育委員会内で共有してたんですけども、なかなかその…どういう委員さんを集めるのかということで、委員会内で協議をしていたんですけども、ちょっとずれ込みまして、年度末になってしまいました。年度末になってようやく委員さんが確定し、それでは新年度からこの委員さんを集めて具体的に動き出そうと、それは中学校の部活動…現在も行っておりますので、中学校は中学校の方で、ある程度改革できるところも進めていただいておりますので、今度は町としてそこをどういうふうに具体的に進めていくのかということで、今年度から本格的に中学校と一体となって…地域と一体となって部活動改革を進めていこうということで、このように補正を組ませてもらったということです。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 報告第 1 号「専決処分（第 1 号）の報告について」及び、日程第 12 報告第 2 号「専決処分（第 2 号）の報告について」を一括議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 1 号 専決処分（第 1 号）の報告について、及び報告第 2 号 専決処分（第 2 号）の報告については、関連がございますので一括して報告を申し上げます。

本案は、国の令和 6 年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、改正を必要とする「下川町税条例の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、令和 6 年 3 月 31 日をもって専決処分としたものであります。

税条例等の主な改正の内容を申し上げますと、個人住民税所得割額の定額減税、固定資産税（土地）の負担調整措置などについて改正を行うものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、基礎課税額等の課税限度額の引き上げについて改正を行うものであります。

以上申し上げます、専決処分（第 1 号）及び専決処分（第 2 号）の報告といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高屋鋪税務住民課長。

○税務住民課長（高屋鋪勝英君） それでは、報告第 1 号及び第 2 号について、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

まず、報告第 1 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。報告第 1 号説明資料を御覧いただきたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正でございまして、改正に関しましては、主に 2 本の柱で構成されているものでございます。

まず 1 点目は、個人住民税に関してでございます。

御承知のとおり、本年の 6 月に定額減税が行われますが、その定額減税に関わって個人住民税の所得割額の定額減税について改正がございましたので、それに基づいた税条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者と配偶者を含めた扶養家族 1 人につきまして、1 万円の減額をする措置が盛り込まれてございます。

納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下の場合に関して対象となるものでございます。また、実施の内容につきましては、特別徴収の場合でございますが、令和 6 年 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和 6 年 7 月分から翌年の令和 7 年 5 月分の 11 か月分で均等して納付いただくというものでございます。もう一つにつきましては、定額減税による個人住民税所得割の減収額につきましては、全額国費で補填されるということになってございます。

もう 1 点につきましては、固定資産税についてでございます。

固定資産税（土地）の負担調整措置でございますが、この負担調整措置というのに関しましては、地価や地域の経済状況によって負担が不均衡になることを防ぎ、納税者の負担感への配慮ですとか、負担水準のばらつきを抑え、課税標準額を調整し、負担水準の均衡化を促進するための制度というのになってございます。

令和 5 年までとされていた制度でございますが、今回 3 年間延長されるものでございます。

また、固定資産税につきましては、3 年に一度、評価額に関して見直しをされますけれども、3 年に一度ということのため、地価が上昇し続けてる場合に関しましては一気に評価額が上がると…こういうことがあります。まさに評価額の見直しに関しましては、本年が評価替えの年に当たりまして、評価替えにおいては負担水準のばらつきが拡大することが見込まれますことから、これまでもですね…この制度が 3 年ごとに延長されてきているというものでございまして、先ほど申し上げたとおり、今回に関してもまた 3 年間の延長がされているというものでございます。

報告第 1 号に関しまして、今度…議案の方を御覧いただきたいと思うんですが、議案の 27 ページでございます。今回の下川町税条例の一部を改正する条例に関して、附則に関して規定をされているものでございます。

その第 1 条でございますが、第 2 号の 3 行目を御覧いただければと思いますが、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）という形になってございます。現時点でこの公益信託に関する法律がまだ交付されていない状態でございまして、地方税法に関しま

しても空白の状態となっていることから、本条例の改正におきましても空白としているものでございます。それで、こちらの方ですね、国の方で交付措置が取られましたら、町の方でこの法律番号を記入して事務処理をするという形になってございますので、了承いただきたいというふうに思っております。

続いて、報告第2号に関して説明を申し上げたいと思います。報告第2号説明資料を御覧いただきたいと思います。

下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令に伴いまして、保険税の負担額を調整する改正というふうになってございます。

まず1点目ですが、保険税の賦課限度額の引上げということでございます。

保険税に関しましては、賦課の区分として、医療給付費分と後期高齢者支援金分、また、介護納付金分の3つの区分に分かれてございます。

今回、課税の限度額が引き上げされるのが後期高齢者支援金分という形になりまして、現行22万円だったものが24万円と改正する、2万円の限度額の引き上げという形で改正されるものでございます。

2点目が、低所得者に対する保険税の軽減措置ということで、所得基準の判定の改正がされるものでございます。

所得判定基準の引き上げということで、5割低減の対象世帯が、現行29万円から29万5,000円に、2割低減の対象世帯が53万5,000円から54万5,000円に引き上げされるものでございまして、軽減措置に係る判定所得の基準額の見直しという形になっているものでございます。

以上、報告第1号、第2号の説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第13 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本町の重要懸案事項の要請、並びに各種研修会等への出席のため、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの間において、道内、道外の関係機関に議員を派遣することとしたいと思っております。

これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの間、議員の派遣について承認されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和6年下川町議会定例会5月臨時会議を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出によりまして挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、臨時会議におきまして、時節柄大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた案件をお認めいただいたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。お認めいただきました議案について、着実な執行に努めてまいりたいと思います。

さて、本日は、私の就任2年目のスタートの日であります。先週公表された人口戦略会議の分析では、その他に分類をされ、消滅可能性自治体を脱却したものの、依然として人口減少は続いており、この人口減少、少子化等を起因とする、山積する地域課題を少しでも早く、一つでも多く解決に導く、解決してまいりたい、このように改めて強く決意をしているところであります。

議員各位、町民の皆さまにおかれましては、引き続き御指導、御支援いただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会といたします。お疲れさまでした。